

報告第14号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和2年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 令和元年第2回杉並区議会定例会において議案第36号により議決を得た「杉並区立西荻地域区民センター及び併設3施設改修建築工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金858,000,000円  
変更後の契約金額 金869,880,000円  
契約金額の増額 金11,880,000円
- 3 変更理由 点字案内等のサイン計画の変更及び工事着手後に実施した外壁調査結果による改修範囲の変更等により、工種及び数量に変更が生じたため。また、舗装等の外構工事時における天候不順の影響により工期の変更が生じたため。
- 4 専決処分年月日 令和2年7月27日